

国の制度設計の状況について

「子ども・子育て支援給付について」

(子ども・子育て支援事業計画記載事項)

平成26年2月19日

呉市保健福祉審議会「児童専門部会」

1 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

○子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであるであって、良質かつ適切なものでなければならぬ。

○子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

給付・事業の全体像

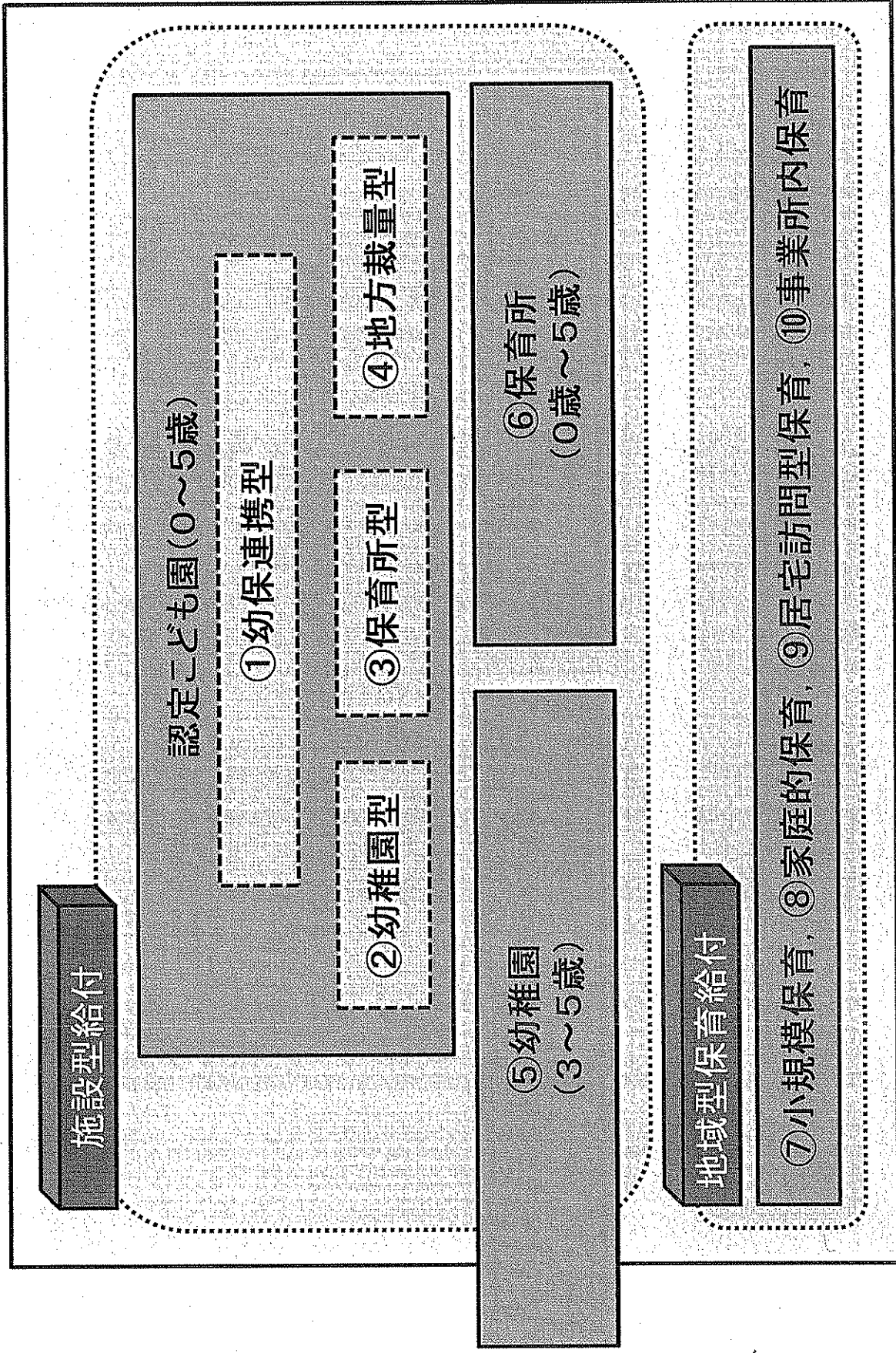
子ども・子育て支援給付

- (1) 子どものための教育・保育給付
 - ① 施設型給付
 - 保育所
 - 幼稚園
 - 認定こども園
 - ② 地域型保育給付
 - 小規模保育, 家庭的保育
 - 居宅訪問型保育, 事業所内保育
- (2) 子どものための現金給付
 - ① 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援
 - 一時預かり
 - 延長保育事業
 - 妊婦検診
 - 子育て短期支援事業
 - ファミリー・サポート・センター事業
 - 養育支援訪問事業, 要保護児童等に対する支援に資する事業
- 地域子育て拠点事業
 - 乳児家庭全戸訪問事業
 - 病児・病後児保育
 - 放課後児童クラブ
- 実費徴収に係わる補足給付事業
- 多様な主体が参入することを促進する事業

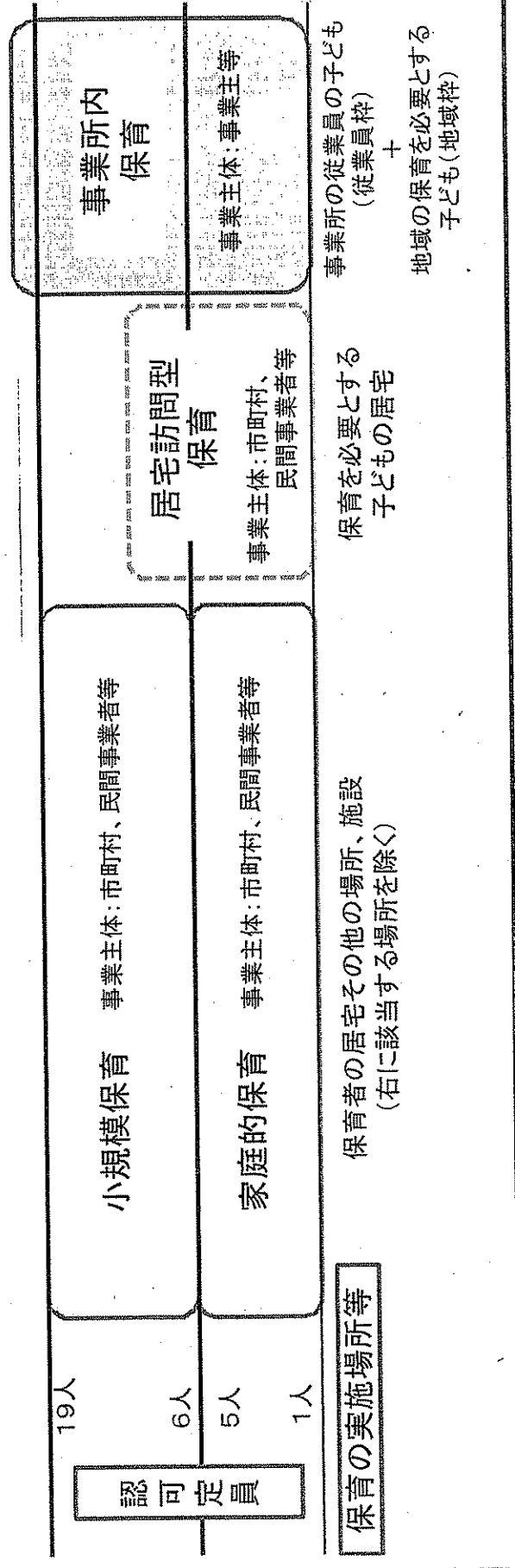
2 子どものための教育・保育給付（施設型給付と地域型保育給付）



3 地域型保育事業の概要

- (1) 地域型保育事業
- 市町村による認可事業として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。
 - ① 小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
 - ② 家庭的保育（利用定員5人以下）
 - ③ 居宅訪問型保育（利用者の居宅等において1対1の保育）
 - ④ 事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）
 - 待機児童対策、児童人口減少地域の保育基盤維持など多様な保育ニーズに対応

(2) 地域型保育事業の位置付け



4 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項（事業計画作成指針）

(1) 「子ども・子育て支援事業計画」の作成に関する基本的事項

- ①すべての市町村，都道府県は，子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて事業計画を作成
- ②市町村は，幼児期の学校教育・保育，地域子ども・子育て支援事業についての現在の利用状況＋利用希望を踏まえて計画を作成

(2) 幼児期の教育・保育に係る「子ども・子育て支援事業計画」の作成に関する必須記載事項

- ①教育・保育提供区域の設定
- ②各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ③子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制確保の内容

(3) 「子ども・子育て支援事業計画」の作成に関する任意記載事項

- ①産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ②子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携（児童虐待防止，ひとり親家庭の自立支援，障害児施策等）
- ③労働者の職業生活と家庭生活との両立が図れるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

5 幼児期の学校教育・保育の量の見込みの設定

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

- ①市町村は，教育・保育提供区域ごとに，計画期間における「幼児期の学校教育・保育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）を定める。
 - ②認定区分に加え，0歳，1～2歳，3歳～5歳の3区分で設定する。
- ### (2) 認定区分（子ども・子育て支援法第19条）
- ①1号認定子ども…満3歳～5歳，幼児期の学校教育（教育標準時間認定）
 - ②2号認定子ども…満3歳～5歳，保育の必要性あり（満3歳以上保育認定）
 - ③3号認定子ども…満3歳未満，保育の必要性あり（満3歳未満保育認定）

6 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

◆教育・保育提供区域ごとに設定した「量の見込み」に対応するよう教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を設定

〇〇提供区域

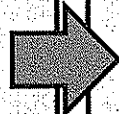
	1年目			2年目			3年目			4年目	5年目
	3～5歳 学校教育 のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	3～5歳 学校教育 のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	3～5歳 学校教育 のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり		
①量の見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人		
②確保 の内容	300人	200人	80人	300人	200人	200人	300人	200人	150人
			20人			30人			50人
②-①	0人	0人	▲100人	0人	0人	▲20人	0人	0人	0人

2年目に教育・保育施設(+70人)、地域型保育事業(+10人)、3年目で地域型保育事業(+20人)を整備することにより、需給ギャップを解消する計画

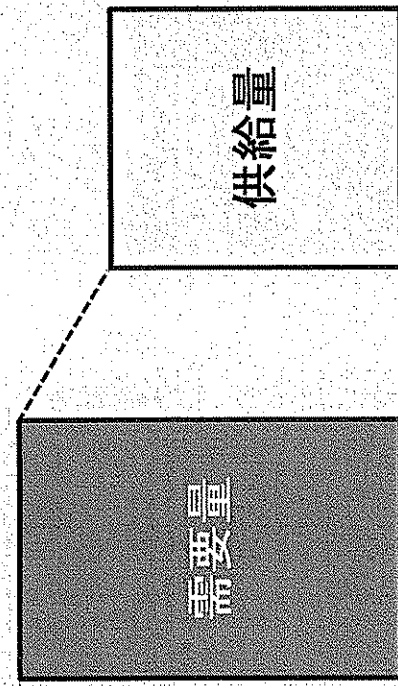
■「量の見込み」「確保の内容」は、認定の状況、利用状況、整備状況等をもとに毎年度点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。(中間年を目安)

7 都道府県の認可・認定に係る需給調整の考え方

- (1) 都道府県は、認可・認定の申請をした認定こども園、保育所が適格性、認可基準を満たす場合は、認可・認定するものとする。
- (2) ただし、以下に該当する場合には、需給調整を行う。
認定区分ごとに都道府県が認定する区域における教育・保育施設の利用定員の総数が、都道府県計画で定める必要利用定員総数に既に達しているか、又は、認可・認定によってこれを超えることになると認めるときその他の省令で定めるとき。

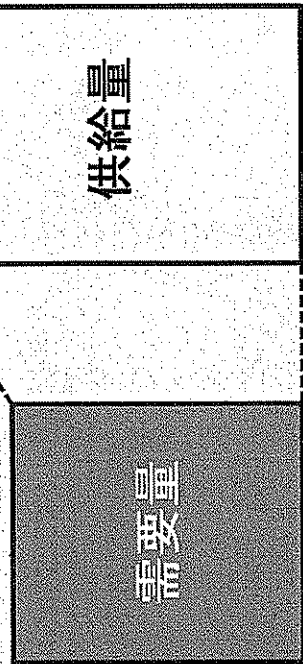


①需要(量の見込み) > 供給(利用定員の総数)



原則認可

②需要(量の見込み) < 供給(利用定員の総数)



需給調整

8 各施設・事業において設定可能な利用定員と設定区分の関係

給付 類型	施設・事業類型	満3歳以上		満3歳未満
		(1)1号認定 (19条1項1号)	(2)2号認定 (19条1項2号)	
施設型 保育給付	①認定こども園（幼保連携型）	○（※1）	○	○（※1）
	②認定こども園（幼稚園型）	○	○	○（※1）
	③認定こども園（保育所型）	○	○	○（※1）
	④認定こども園（地方裁量型）	○	○	○（※1）
	⑤幼稚園	○	（※3）	
	⑥保育所	（※3）	○（※2）	○（※2）
	⑦小規模保育事業	（※3）	（※3）	○
	⑧家庭的保育事業	（※3）	（※3）	○
	⑨居宅訪問型保育事業	（※3）	（※3）	○
	⑩事業所内保育事業	（※3）	（※3）	○（従業員・地域枠）
地域型 保育給付				

※1 定員を設定しないことも可能。 ※2 (2)(3)いずれかのみでの設定も可能。 ※3 特例給付による利用形態あり